

障害福祉サービス利用者の介護保険移行マニュアル

大分市障害者自立支援協議会相談支援部会（身体障がい分野部会）
令和7年3月

1. 介護保険制度と障害福祉サービスの適用関係について

(1) 基本的な考え方

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には、介護保険サービスの利用が優先されます。

ただし、介護保険に相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるものについては、状況に応じて利用することができます。

具体的には、下記のとおりとなります。

- 介護保険には相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、地域相談支援等）については、障害福祉サービスを支給する。
- 介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合等、介護保険サービスを利用できない場合であって、なお障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給する。（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る）
- 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがない等、介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給する。（当該事情が解消されるまでの間に限る）

(2) 具体的な適用

○障害福祉サービスの支給決定を受けている者が、介護保険対象者になる場合としては、以下の場合が想定されます。

- 65 歳となる場合
- 16 疾病※該当者で 40 歳となる場合
- 16 疾病※該当者(40～64 歳)であって、生活保護受給者の生活保護が廃止された場合 ※生活保護受給中は保険適用されないが、生活保護廃止に伴って適用される

※特定疾病（加齢と関係がある 16 疾病）

- | | | |
|-----------------------------|--------------|--------------|
| ●がん（末期） | ●パーキンソン病関連疾患 | ●糖尿病性神経障害 |
| ●関節リウマチ | ●脊髄小脳変性症 | ●糖尿病性腎症 |
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●脊柱管狭窄症 | ●糖尿病性網膜症 |
| ●後縦靱帯骨化症 | ●早老症 | ●脳血管疾患 |
| ●閉塞性動脈硬化症 | ●慢性閉塞性肺疾患 | ●骨折を伴う骨粗しょう症 |
| ●多系統萎縮症 | ●初老期における認知症 | |
| ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | | |

【障害福祉サービスの支給決定者が介護保険対象者となった場合】

サービス内容		優先されるサービス
居宅介護・重度障害者等包括支援		介護 ※1
重度訪問介護		障害
同行援護		障害
行動援護		障害
短期入所		介護 ※1
生活介護	通所	介護 ※1 ※4
	入所	介護 ※2
療養介護		介護 ※2
施設入所支援		介護 ※2
共同生活援助		介護 ※2
宿泊型自立訓練		障害 ※3
自立訓練	生活訓練	障害 ※3
	機能訓練	障害 ※3
自立生活援助		障害
就労移行支援		障害
就労定着支援		障害
就労継続支援	A 型	障害 ※5
	B 型	障害
地域移行支援・地域定着支援		障害
地域活動支援センター	Ⅱ型	介護 ※1 ※4
	Ⅲ型	障害
移動支援（余暇）		障害
日中一時支援		介護 ※1
訪問等入浴サービス		介護

- ※1 介護保険優先であるが、精神疾患や知的障がい、視聴覚障がい等による障がいの特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は障害福祉サービスの利用が可能。また、要介護5の者は、所定の適用条件を満たす場合、介護保険サービスを利用したうえで障害福祉サービスの上乗せ支給が可能→【その他の取扱い】参照
- ※2 居住場所に影響を及ぼすため、介護保険適用年齢等に達する以前より支給決定を行っていた場合、継続して支給する。
- ※3 障害福祉サービスでの更新は可能であるが、標準利用期間が設定されているサービスであるため、所定の期限内において継続して支給する。
- ※4 介護保険優先であるが、40～64歳の者で、年齢的な要因から障害福祉サービスを希望しており、市が適当と認めた場合は障害福祉サービスの利用が可能。
- ※5 65歳に到達する前5年間引き続き障害福祉サービスの支給決定を受けていた者であって、65歳に到達する前日においてA型の支給決定を受けていた者に限り継続可能（1年毎の更新とする）

【介護保険対象者が新たに障害福祉サービスの利用を希望した場合】

サービス内容		申請時の年齢	
		40～64 歳(16 疾病)	65 歳以上
居宅介護・重度障害者等包括支援		× ※ 1	
重度訪問介護		○	○
同行援護		○	○
行動援護		○	○
短期入所		× ※ 2	× ※ 2
生活介護	通所	○	× ※ 2
	入所	○	× ※ 2
療養介護		○	×
施設入所支援		○	× ※ 2
共同生活援助		○	× ※ 2
宿泊型自立訓練		○	×
自立訓練	生活訓練	○	○
	機能訓練	○	× ※ 3
就労移行支援		○	×
就労定着支援		○	×
就労継続支援	A 型	○	×
	B 型	○	○ ※ 4
自立生活援助		○	○
地域移行支援・地域定着支援		○	○
地域活動支援センター	Ⅱ 型	○	×
	Ⅲ 型	○	×
移動支援（余暇）		○	○
日中一時支援		× ※ 2	× ※ 2
訪問等入浴サービス		×	×

- ※ 1 介護保険優先であるが、精神疾患や知的障がい、視聴覚障がい等による障がいの特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は障害福祉サービスの利用が可能。また、要介護 5 の者は、所定の適用条件を満たす場合、介護保険サービスを利用したうえで障害福祉サービスの上乗せ支給が可能→【その他の取扱い】参照
- ※ 2 原則介護保険優先であるが、精神疾患や知的障がい等、障がいの特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は、障害福祉サービスを支給することができる。
- ※ 3 個々の障がい者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には利用を認める。
- ※ 4 就労系サービスの新規利用は原則 6 5 歳未満であるが、B 型に関しては本人の意向、事業所の受入体制、介護認定の有無等を聞き取りの上必要性を個別に判断する。

【その他の取扱い：障害福祉サービスを上乗せできる場合】

障害福祉サービスにおいて市町村が適当と認める支給量が、介護保険移行後、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないと認められたものについては、下記のアまたはイのいずれかに該当する場合、障害福祉サービスを上乗せ支給することができます。

ア. 以下の①～④のすべてを満たす者は、居宅介護（主に身体介護）を併用できる。

- ①全身性障害（身体障害者手帳における肢体不自由の程度が1級に該当し、かつ両上下肢の障害等級がそれぞれ1級もしくは2級の機能障害を有する又はそれらと同等の状態にある者（身体障害者手帳にて確認※必要時、診断書等の内容も確認する）
- ②介護保険の認定区分が原則要介護5である者
- ③介護保険の1ヶ月あたりの支給限度額まで介護保険サービスを利用した上で、身体介護による支援が必要である者（ケアマネジャーが作成する『サービス利用票』にて確認）
- ④ ケアマネジャーの作成するケアプラン上、必要と認められた者

イ. コミュニケーション援助等の固有のニーズに基づくサービスが必要と認められる聴覚障がい及び視覚障がい並びに知的障がいや精神障がいのある方、また通院介助等の固有のニーズに基づくサービスが必要と認められる内部障がいのある方については、介護保険サービスで充当後、市が特に必要と認める場合は、必要なサービスを併用できる。

（3）要介護認定の申請勧奨

○本来、介護保険サービスを優先適用すべき者が、介護保険非該当により障害福祉サービスのみ支給されている場合は、その者の障害支援区分の有効期間の終期に再度要介護認定を受けるよう勧奨しています。

○障がい特性等の理由により障害福祉サービスと介護保険サービスを併用している者が、障害福祉サービス支給量の増加を希望する場合は、その状況に応じて要介護認定の再申請を求める場合があります。（要介護5の者を除く）

※本人の状態変化等により迅速なサービス利用が必要な場合については、要介護認定の結果が出るまでの期間において障害福祉サービスの支給を行うことを検討します。

(4) 介護扶助費との関連性

【介護扶助費の概要】

○生活保護法による扶助費の一つであるため、同法における他法優先が適用されます。

○40～64歳の介護保険の被保険者ではない生活保護受給者は、介護保険が適用されないため、介護保険による給付ではなく、介護扶助費となります。

※生活保護受給者であって、65歳以上の介護保険1号被保険者は、介護保険が適用され、1割負担分に対し介護扶助費が支給されます。

【障害福祉サービスと介護扶助費】

○65歳以上の者については、介護保険が適用されるため、生活保護受給者以外の者と同じ取扱いとします。

○40～64歳の者については、生活保護の他法優先により、基本的には障害福祉サービスを優先します。ただし、障害福祉サービスで提供できないサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）については、介護扶助費が支給されている場合があります。

2. 65 歳を迎える利用者の計画相談支援について

(1) 65 歳誕生日の 4 か月前下旬

介護保険への移行対象となるサービス利用者に関し、担当の相談支援専門員宛に障害福祉課から連絡を行います。確認事項は下記の通りです。

○障害福祉サービスで利用継続が可能なもの、介護保険に移行が必要なものの確認（P2、3 参照）。移行が必要なサービスについて、障害特性等により障害福祉サービスの継続が必要な場合、理由書の提出が必要です。

○介護保険に移行するまでの間、障害福祉サービスのつなぎ更新が必要かどうか確認します。

○介護保険が非該当になりそうな場合は、障害福祉サービスの更新を並行して行うよう勧奨します。

(2) 65 歳誕生日の 3 か月前から

① 担当相談支援専門員が本人・家族等に介護保険への移行について説明。

- ・障害福祉サービスと介護保険サービスとの適用関係や介護保険サービスの 1 割負担を説明し、原則介護保険優先であることを説明する。

② 要介護認定の申請

- ・障害サービス利用中の方は、65 歳誕生日の 3 か月前から各地域包括支援センターに介護移行に関する申請ができるようになります。 ※別紙フロー参照
- ・申請者は主に本人・ご家族ですが、介護保険被保険者証が届く前でも委任状があれば相談支援事業所が申請を代行することができます。申請に必要な書類は市ホームページからダウンロードできます。
- ・申請は各支所でも受け付けています。

※申請してから結果が出るまでに 1 か月以上かかることが多いため、早めに申請してください。

大分市ホームページ 要介護認定申請

<https://www.city.oita.oita.jp/o081/kenko/fukushi/1206416833159.htm>



大分市ホームページ 大分市地域包括支援センター一覧

<https://www.city.oita.oita.jp/o081/kenko/fukushi/1501140410654.html>



(3) 要介護認定申請から 65 歳誕生日前後

③ 要介護度が決定

○要介護認定非該当の場合

引き続き障害福祉サービスを利用可能ですが、サービス更新時等には再度介護移行の検討を行ってください。

○要支援の場合

利用者の居住圏域を担当する地域包括支援センター（概ね中学校区ごとに設置）に、介護予防サービス計画の作成を依頼してください。

○要介護の場合

居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に居宅介護サービス計画の作成を依頼してください。

※居宅介護支援事業者は、本人、ご家族、相談支援事業所で探してください。

大分市の HP に介護支援事業者の一覧が掲載されていますのでご参照ください。

地域包括支援センターは圏域内にある居宅介護支援事業者を紹介していただくよう相談はできますが、事業所の仲介・斡旋等はありません。

大分市ホームページ 居宅介護支援事業者一覧

<https://www.city.oita.oita.jp/o081/kenko/fukushi/1260337693125.html>



・障害福祉サービスを併給する場合は、担当のケアマネジャー等から、移行後のケアプラン等を障害福祉課へ提出してもらうことにより、受給者証の変更（計画相談等の取消、支給量の変更等）を行います。

・担当ケアマネジャー等に、今後の障害福祉サービスの更新申請～利用に関する注意事項等を説明しておきます。

(4) 要介護度決定から介護保険サービス利用開始まで

④ 利用者と地域包括支援センターor 居宅介護支援事業者の動き

○契約

利用者と契約を締結します。

○アセスメント

利用者の自宅を訪問してアセスメントを実施します。

○ケアプラン原案作成

アセスメントに基づき、サービスの組み合わせを検討し、ケアプラン原案を作成します。

○サービス担当者会議

・本人、家族、ケアプランに位置付けたサービス提供事業者等を集めて実施します。地域包括支援センターやケアマネジャーが必要と判断した場合、相談支援事業者も

出席を依頼されることがあります。

- ・ケアプラン原案に修正があれば行います。
- ・本人に同意署名を得て、ケアプランが確定します。本人、サービス提供事業者等にケアプランを交付します。

※包括職員又はケアマネジャーに、確定したケアプランを障害福祉課に提出するようお願いください。

(包括・ケアマネジャーの皆様へ) 障害福祉サービスを併給する場合の注意事項

- ・障害福祉サービスは基本的には誕生月に更新となります。
- ・対象者のご自宅に誕生日の3か月前に申請書類を郵送します。提出期限は誕生日2か月前の月末までです。
- ・郵送された申請書類とあわせて最新のケアプランの写しを提出してください。ケアマネジャー等が代行して提出しても構いません。ケアプランには障害福祉サービスについても記載をお願いします。

大分市ホームページ 障害福祉サービス等の利用について（18歳以上の方へ）

<https://www.city.oita.oita.jp/o089/kenko/fukushi/1353290025833.html>



3. 参考資料

(1) 新高額障害福祉サービス等給付費について

新高額障害福祉サービス等給付費とは、下記の要件を満たす場合、介護保険サービスの利用者負担分が申請により払い戻される制度です。

<対象となる方 ※下記の1～4をすべて満たす方>

1. 自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降において、65歳に達する日前5年間にわたり、特定の障害福祉サービス（注1）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービス（注2）を利用すること。

注1：居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

注2：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません）

2. 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日及び相当する介護サービスを利用した月の属する年度（65歳に達する日の前日及び相当する介護サービスを利用した月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。
3. 65歳に達する日の前日の障害支援区分が区分2以上であったこと。
4. 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

<注意事項>

・制度上他課への照会が必要となるため、給付の対象となるかどうかを事前にお問い合わせいただいても回答はできません。ご了承ください。

(2) 引継ぎ前後の報酬について

要介護度が決定し介護保険サービスの利用が決まったら、速やかに指定居宅介護支援事業所等へ引継ぎ計画相談支援を終了する必要がありますが、障がい特性等により一定の移行期間が必要な場合は、個別に障害福祉課へお問い合わせください。

また、利用終了後においても以下の通り加算の算定対象となる場合もあります。

・居宅介護支援事業所等連携加算

障害福祉サービス等の利用終了後であっても、6月以内において、介護保険の居宅介護支援の利用等に伴い、指定居宅介護支援事業所等との引継ぎに一定期間を要する利用者に対し支援を行った場合に算定可。※詳細は計画相談支援マニュアル参照

(3) 介護保険移行対象者の医療・手当等の手続きについて

令和7年2月現在

項目	内容	年齢要件等
医療費の助成	障がい（児）者に対し各医療機関で支払われた医療費の自己負担金（健康保険診療分）を助成	65歳の年齢要件なし
障害者福祉手当	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの障がい（児）者に手当を支給（所得制限等あり）	65歳の年齢要件なし
自立支援医療（精神通院）	精神科の病気（てんかんの方も含む）で通院している場合に、その医療費の一部を公費で負担	65歳の年齢要件なし
自立支援医療（更生医療）	手術等により、不自由な機能を改善される場合の医療費の一部を公費で負担	65歳の年齢要件なし
補装具	身体に障がいがある方が、日常生活における不自由さを補うために購入（修理）する補装具の費用を支給	種類により介護保険優先 ※1
日常生活用具	身体等に障がいがある方や難病等がある方に対し、障がいの内容と程度に応じて補助用具などの購入費を支給	種類により介護保険優先 ※2
障害者食の自立支援事業	調理が困難な障がい者世帯で食の確保が困難な方等を対象にバランスの取れた食事を定期的に自宅に配食	65歳未満対象（65歳以上は長寿福祉課「食の自立支援事業」）※3

※1 大分市ホームページ 補装具の購入および修理費の支給についてお知らせします（障害福祉課）

<https://www.city.oita.oita.jp/o089/kenko/fukushi/1087204979002.html>



※2 大分市ホームページ 日常生活用具（入浴補助用具・スロープ用装具・紙おむつなど）購入費の支給についてお知らせします（障害福祉課）

<https://www.city.oita.oita.jp/o089/kenko/fukushi/1087211244580.html>



※3 大分市ホームページ 食の自立支援事業（長寿福祉課）

<https://www.city.oita.oita.jp/o081/kenko/fukushi/1087520454452.html>

